

「W T O 農業交渉日本提案」の詳細説明の概要

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
(1) U R 合意の実施状況の検証 ・ U R 合意以降の農業・農政を巡る以下のような状況を検証した上で、各国の抱える食料政策・農業政策上の困難の解決に資するような交渉を行うべき。 国際的食料需給の不安定性が依然として解消していない。 世界の農産物貿易の拡大の恩恵を受けているのは一部の国に過ぎない。 先進国においては生産過剰の問題を引き起こし、途上国においては食料不足が拡大している。 ここ数年の農産物価格の低下に対し、一部の国では追加的な支援を実施している。 遺伝子組換え食品等新技術の発達による新たな課題が発生している。 等	・ ケアンズ諸国は、U R 合意では、比較優位の原則が農業分野において十分に反映されておらず、U R 合意以降の問題は、一層の貿易自由化により解決されるべきと主張。 ・ 開発途上国は、先進国の高保護の継続のために予期した利益が得られていないと主張。	・ 日本提案で示した ~ の状況を検証する観点から、 - 少数の特定の国・地域に主要農産物の輸出国が集中している構造、 - U R 合意後の世界の農産物需給の推移、 - 中長期的に見た世界の食料需給のひっ迫要因、 - 農産物純輸入と純輸出の両極化、 - 途上国から先進国への食料依存の高まり、 - 各国における農政改革とその困難な状況、 - 農業の有する環境便益の具体的内容、 - 農村地域での人口の維持とこれに対する農業の役割の重要性、 - G M O の作付けの大幅増加や狂牛病等の消費生活上の新たな課題、 - 等について、図表等を用いて分かり易く説明することにより、これらの検討が交渉に先立っての基本的な重要事項であることについて幅広い理解を得る。 ・ また、以上のようなU R 合意の実施状況を踏まえれば、食料安全保障や農業の多面的機能の確保のためには、一定の国内生産の維持が不可欠であり、そのためには、「緑」の政策だけでなく、「黄」の政策や国境措置も含め、様々な政策措置が必要である旨を強調する。	・ 「食料安全保障」「環境」「農村開発」「食品安全性」等の各議題の中で説明。

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
(2) 新型セーフガード 季節性があり、腐敗しやすい等の特性を持った農産物について、単純で基本的な基準により自動的かつ迅速に短期・軽微な措置を発動できる新たなセーフガードを創設する必要がある。	- 同様の提案を行っているのは、韓国のみ。 - 米国、ケアンズ諸国は、日本提案が改革に後ろ向きである事例として批判。 - EUは、生鮮野菜・果実は既に特別セーフガードの対象であるため、新型セーフガードには無関心。 - パキスタン、スリランカ、アフリカ諸国等、開発途上国の多くは、途上国への特別セーフガード拡大等を求めているが先進国には廃止を要求。 開発途上国には関税化品目がほとんどないことから、特別セーフガードを発動できない状況。	特別セーフガードの適用可能国の拡大を主張する開発途上国・移行経済国や経済規模の小さい国などとの幅広い連携を模索する観点から、新型セーフガードの創設の趣旨、目的をより詳細に説明するとともに、その対象品目、発動基準、措置内容について次のような説明を行う。 1 対象品目 新型セーフガードの趣旨、目的から、<u>農産物のうち未加工のものを対象とする。</u> 2 発動基準及び措置内容 例えば、次のような具体的イメージを示しながら我が国の提案に対する理解、支持と幅広い連携を模索する。 <u>現行の特別セーフガードをモデルとした仕組み</u> <u>輸入の急増と価格低下を発動基準の基礎とし、「自動発動」を組み込んだ仕組み</u> 輸入数量が一定の基準数量を超えた場合に、輸入価格（通常関税込み）が一定の基準価格を下回った貨物に対し、その下回った額を（に応じて）追加関税として徴収。	

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
		<u>輸入急増の事態に「自動発動」 される単純な仕組み</u> 輸入数量が一定の基準数量を超えた場合に、追加関税（通常関税×α）を徴収（ただし、最低追加関税を設定）	

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
(3)「緑」の政策 ・ 現行の国内支持に関する規律の基本的な枠組みについては、農政改革を安定的に推進するために維持する。 ・ これまでのU R 合意の実施の経験にかんがみ、農業実態を踏まえた農政改革を推進する観点から、「緑」の政策において次のような改善を行う。 ア 各国における農政改革の方向と現行協定との乖離を是正する観点から、「生産に関連しない収入支持」の要件について、生産要素をはじめ生産の現状をより反映させるよう改善を行う。 イ 市場指向的な政策転換を進める上で必要とされるセーフティネット政策を円滑に導入する観点から、「収入保険・収入保証」等について発動要件、補填割合の制限を緩和する。 ・ 削減対象外としての「青」の政策は存続させる。	・ 米国、ケアンズ諸国、多くの途上国は、貿易歪曲を最小限にする観点から緑の政策の範囲を縮小する方向での見直しを主張。 ・ カナダ、アセアン諸国は、緑の政策についての上限設定を主張。 ・ 多くの開発途上国、米国、ケアンズ諸国、EU等は、開発途上国のみに対する「緑」の政策の拡大を提案。 ・ 米国、ケアンズ諸国、多くの開発途上国が「青」の政策の廃止を主張。 ・ EUは、「青」の政策の枠組みの維持を主張しつつも、その削減を受け入れる余地のあることを示唆。	・ 「緑」の政策の必要最小限の要件改善の趣旨、目的をより詳細に説明するとともに、「生産に関連しない収入支持」の要件改善の具体的内容として、支払単価算定に当たっての基準期間の移動、当該年の農地面積、家畜頭数等に関連した支払の是認について説明。	

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
(4)輸出規律 ・輸出補助金 輸出補助金の額、補助金付き輸出量について、更なる削減を行う。 約束実施期間における輸出補助金のロールオーバー等に対する規律を強化する。 輸出補助金単価の譲許を行い、約束実施期間中段階的に削減する。 開発途上国の関心のある品目・市場に対する輸出補助金の規律を強化する。 OECDでの議論を踏まえ、輸出信用に対する規律の強化を行う。 国内支持のうち、輸出補助の性格のあるものにつき、輸出規律の対象とするよう規律を強化する。 ・輸出禁止・制限、輸出税 輸出禁止・制限を全て関税化（輸出税化）する。 今後想定される輸出税の設定を含め、全ての輸出税を予め譲許する。また、輸出税が適用される品目の一定量につき輸出税を非課税とする枠の設定を行う。	・ 米国、ケアンズ諸国やインド、パキスタン、エジプト等の開発途上国の多くが輸出補助金の撤廃を主張。 ・ EUは、輸出信用、国家貿易、食料援助等全ての輸出に対する支持を平等に扱うことを条件に輸出補助金を削減する用意ありと主張。 ・ ケアンズ諸国は輸出規制・輸出税の規律強化とセットでタリフエスカレーション撤廃を主張。 ・ 米国は、輸出税の撤廃及び輸出規制・禁止に対する規律強化を提案。	・ 輸出に関する措置について、輸入に対する規律と対称となるように規律を強化することを基本として、次のような具体案を説明。 - 輸出補助金を毎年等量で削減、 - 小麦、バター、牛肉等のカテゴリーごとに輸出補助金単価を段階的削減、 - 開発途上国からのリクエスト、協議により開発途上国関心品目・市場に対する輸出補助金の追加的規律を決定、 - 輸出信用に対して輸出補助金と同様の規律、 - 輸出補助の性格を有する国内支持に対して国内支持規律と併せて輸出規律の対象、 - 輸出禁止・制限の全面的な輸出税化とオファー、協議による予めの譲許、削減、 - 過去3年間の平均生産量の5%相当の輸出税非課税枠を設定 - 輸出税設定前の臨時的輸出制限の厳格な手続等を設定	

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
緊急に輸出量の調整を行うべき場合において、輸出税の設定までの間に臨時的かつ短期間に輸出制限を講じなければならない場合に備えて、予め規律の明確化を行う。			

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
(5) 国家貿易 - 国家貿易の国際市場への影響力や現行規律の実態等を踏まえ、輸出国国家貿易と輸入国家貿易は明確に区別した上で、その規律の明確化を検討する。 国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、その国別輸出入数量、輸出入価格等を通報対象とする。また、年次計画の公表を義務付ける。 特に国際市場全体への影響の極めて大きい輸出国国家貿易に関する規律として、更に以下の事項を義務付ける。 () 時季別の輸出数量、輸出価格及び調達価格等の通報 () 政府からの財政支援の禁止 () 不測の事態を想定した最小限の輸出や備蓄の義務付け等、国際市場の安定への貢献	- E Uは主として輸出国国家貿易の規律強化を主張する一方で、輸入国家貿易も問題視。 - 米国は輸出入を問わず国家貿易の排他的権利の廃止等の規律強化を主張。 - 豪州、ニュージーランド、カナダは輸入国家貿易を攻撃。	豪州、カナダ、ニュージーランドの輸出国国家貿易と競合する米国、E U、開発途上国との幅広い連携を図る観点から、輸出国国家貿易が二重価格制や輸出先毎の差別価格設定等を実施し、輸出補助金規律の迂回がなされている可能性等について説明するとともに、国家貿易企業についての通報様式、年次計画の公表内容、最小限の輸出・備蓄の具体的内容を説明。	

日本提案の内容	各国の反応	詳細説明の概要	備 考
(6)国際備蓄（開発途上国への配慮） ・ 二国間や多国間の食料援助のスキームを補完し、一時的な不足等の状況に際して現物の融資を行い得る国際備蓄の枠組みを検討する。	・ EU は、過去の経験から実現性を疑問視。 ・ ASEAN諸国は、コメ備蓄機構の役割強化に関心。 ・ パキスタン等の食料純輸入開発途上国は、そのWTO提案の中で食料安全保障の観点から援助のための食料備蓄に言及。	・ 開発途上国からの支持の獲得を中心として、我が国の提案に対する各国からの幅広い関心を引き出していく観点から、食料援助のための国際備蓄の枠組みに関し、理念を詳細に説明するとともに、その仕組みについての次のような具体的考え方を説明。 対象品目 <u>被援助国の食習慣、備蓄実施国の自主性等を踏まえ、基礎的食料の中から適切な備蓄品目を選定。</u> 規模 <u>災害に対する緊急食料援助の実施状況、各国の在庫状況等を踏まえて設定。</u> 備蓄の実施と使用 <u>各国が通常保有する在庫の一部を充てることを基本とし、備蓄場所、備蓄形態等の柔軟性を確保。</u> <u>災害による一時的食料不足、開発途上国（特に後発開発途上国、食料純輸入開発途上国）への支援を優先し、譲許的条件で実施。</u>	